

議第1号

松本都市計画道路の変更について

令和元年(2019年)11月11日提出
長野県都市計画審議会長

元都第267号
令和元年(2019年)10月28日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

松本都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

松本都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・4・26 号松本朝日線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・26	松本朝日線	松本市高宮南	松本市石芝4丁目	松本市石芝3丁目	約 1,520 m	地表式	2	16m	幹線街路と平面交差 1カ所	
	3・2・29	長野飯田線	松本市村井町南4丁目	松本市大字島内	松本市渚1丁目	約 11,580 m		4	30m		
	構造形式の内訳		松本市渚2丁目	松本市白板2丁目		約 860 m	高上式	/	32 ~ 49m		
						約 10,720 m	地表式		30 ~ 49m	JR 篠ノ井線と立体交差 1カ所 JR 大糸線と立体交差 1カ所 松電上高地線と立体交差 1カ所 幹線街路と平面交差 7カ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域において社会情勢の変化等を勘案し道路網の見直しを行った結果、1 路線の起点と 1 路線の区域の変更を行うものである。

変更理由書

松本都市計画道路は、昭和7年に当初の路線が決定され、その後、人口増加による交通需要の増加等に対応するために昭和36年に全面的な変更を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更を行い、現在59路線が計画決定されている。計画延長は約116.7kmであり、この内整備済延長は約51.7kmであり、整備率は約44%（平成31年3月末時点）にとどまっている。

松本都市計画道路の多くは、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されてきたが、近年は、人口減少や少子・高齢化、コンパクトシティへの転換等、都市計画決定当時と比べ社会・経済情勢が大きく変化してきている中、必要性に変化が生じている区間がある。

このような状況を踏まえ、松本市においては平成20年度から都市計画道路の見直しに取り組み、幹線街路の未着手路線を対象に、その必要性と実現性による区間別評価を行い、公表している。

平成23年度からは、松本都市計画（松本市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や松本都市圏総合都市交通計画との整合を図ったうえで、区間別評価に基づき改めて将来道路網の検討を行い、土地利用面や将来交通量推計の検証及び評価の再整理を行い、都市計画道路の見直し方針を策定した。

この見直し方針に基づき、第一段階として、並行する道路の整備により代替機能が確保された都市計画道路の変更を行うものである。

3・4・26号松本朝日線

松本都市計画道路3・4・26号松本朝日線は、3・2・29号長野飯田線（国道19号）との交差点を起点とし、昭和36年に都市計画決定された幹線街路であり、当初決定から約50年以上が経過している。

本路線は、昭和7年に決定した都市計画街路の一部を構成しており、その後、昭和36年に松本朝日線として当初決定された。昭和7年の決定当時は、南北の幹線道路として、主要な交通を担う計画となっていた。

一方、3・2・29号長野飯田線が現幅員（2車線）で整備され、南北の主要な交通を担っている他、本路線の起点付近には、3・4・27号南松本駅笹部線が整備されており、東西の主要な交通を担っている。

3・4・26号松本朝日線の起点からL=150m区間は、一方通行となっており、南西方面からの交通を3・2・29号長野飯田線に接続する機能を有するが、現状、多くの交通を3・4・27号南松本駅笹部線が受け持っているため、当該区間の持つ機能を代替している。また、将来的に3・2・29号長野飯田線が4車線で整備され、当該区間が対面通行となった場合、3・2・29号長野飯田線の2カ所の交差点が近くなり、交通処理が複雑になるため、交通安全上支障となる。

以上により、起点からL=150m区間を削除し、起点を3・4・27号南松本駅笹部線との交差点に変更するものである。

3・2・29号長野飯田線

3・4・26号松本朝日線の起点変更に伴い、交差点隅切り部の削除を行うものである。

松本都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・26	松本朝日線	松本市高宮中	松本市石芝4丁目	松本市石芝3丁目	約1,670m	地表式	2	16m	幹線街路と平面交差 2カ所	
	3・2・29	長野飯田線	松本市大字芳川村井町	松本市大字島内	松本市渚1丁目	約11,580m		4	30m		
			松本市渚2丁目	松本市白板2丁目		約860m	嵩上式		32 ～ 49m		
	構造形式の内訳					約10,720m	地表式		30 ～ 49m	JR 篠ノ井線と立体交差 1カ所 JR 大糸線と立体交差 1カ所 松電上高地線と立体交差 1カ所 幹線街路と平面交差 7カ所	

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・26	松本朝日線	松本市 高宮南	松本市 石芝 4丁目	松本市 石芝 3丁目	約 1,520 m	地表式	2	16m	幹線街路と 平面交差 1カ所	変更区間 L=150m W=16m 起点の変更
	3・2・29	長野飯田線	松本市 村井町 南4丁目	松本市 大字 島内	松本市 渚1丁目	約 11,580 m		4	30m		松本朝日線 との交差点 隅切部の削除
	構造形式の内訳		松本市 渚2丁目	松本市 白板2 丁目		約860 m	嵩上式		32 ~ 49m		
					約 10,720 m	地表式		30 ~ 49m	JR 篠ノ井線 と立体交差 1カ所 JR 大糸線と 立体交差 1カ所 松電上高地 線と立体交 差1カ所 幹線街路と 平面交差 7カ所		

都市計画の策定の経緯の概要

松本都市計画道路の変更（長野県決定）（3・4・26号松本朝日線、3・2・29号長野飯田線）

事 項	時 期	備 考
地 元 説 明	平成30年 10月23日（火） 平成30年 10月31日（水）	高宮町会 双葉町会
都市計画変更案の申出 （都市計画法第15条の2第1項）	令和元年 5月24日（金）	
公 聴 会 開 催 公 告	令和元年 6月27日（木）	
素 案 の 閲 覧	令和元年 6月28日（金）から 令和元年 7月26日（金）まで	
公 聴 会 中 止 の 公 告	令和元年 7月25日（木）	
公 聴 会 （都市計画法第16条第1項）	令和元年 7月28日（日）	公述申出がなかったため 中止
関東地方整備局事前協議		令和元年8月14日施行 都市計画法施行規則の改正 軽易な変更のため不要
市 町 村 意 見 聴 取 （都市計画法第18条第1項）	令和元年 8月26日（月）	
計 画 案 の 公 告 （都市計画法第17条第1項）	令和元年 9月5日（木）	
計 画 案 の 縦 覧 （都市計画法第17条第1項）	令和元年 9月5日（木） から 令和元年 9月20日（金） まで	
市 町 村 意 見 聴 取 回 答 （都市計画法第18条第1項）	令和元年 10月9日（水）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第18条第1項）	令和元年 11月11日（月）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第18条第3項）		令和元年8月14日施行 都市計画法施行規則の改正 軽易な変更のため不要
都市計画変更告示 （都市計画法第20条第1項）	令和元年 12月上旬	以下予定

松本都市計画道路の変更 総括図(長野県決定)

3・4・26号 松本朝日線
3・2・29号 長野飯田線

資料1-1

3・4・26号松本朝日線
(約1,670m)
L=約1,520m 2車線 W=16m

削除区間
L=約150m

3・2・29号長野飯田線
L=約11,580m 4車線 W=30m

資料1-3

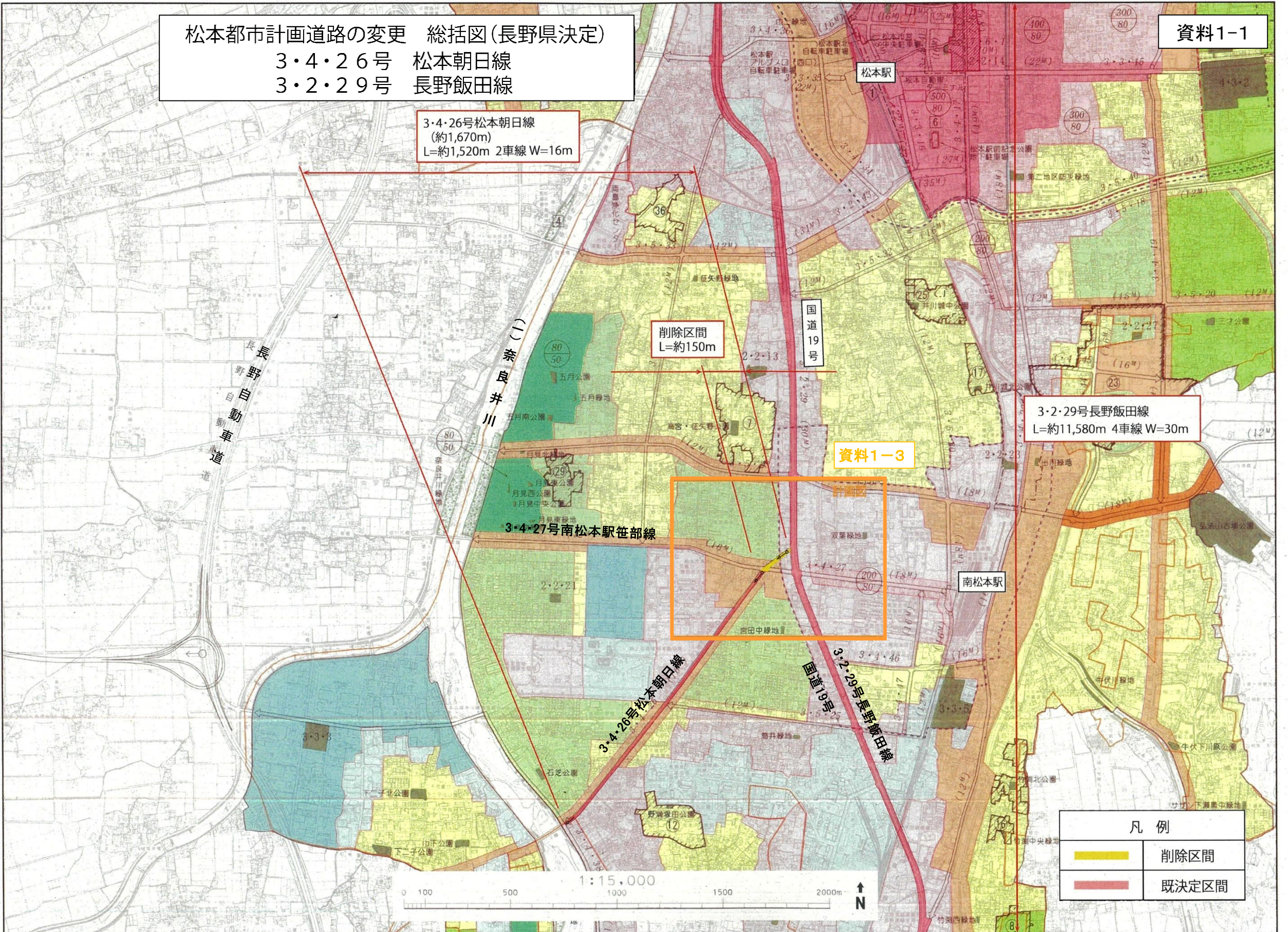
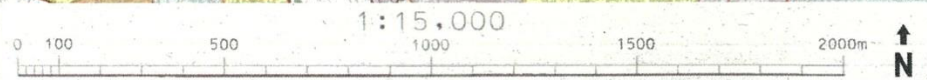
3・4・27号南松本駅笹部線

3・4・26号松本朝日線

3・2・29号長野飯田線

凡例

	削除区間
	既決定区間

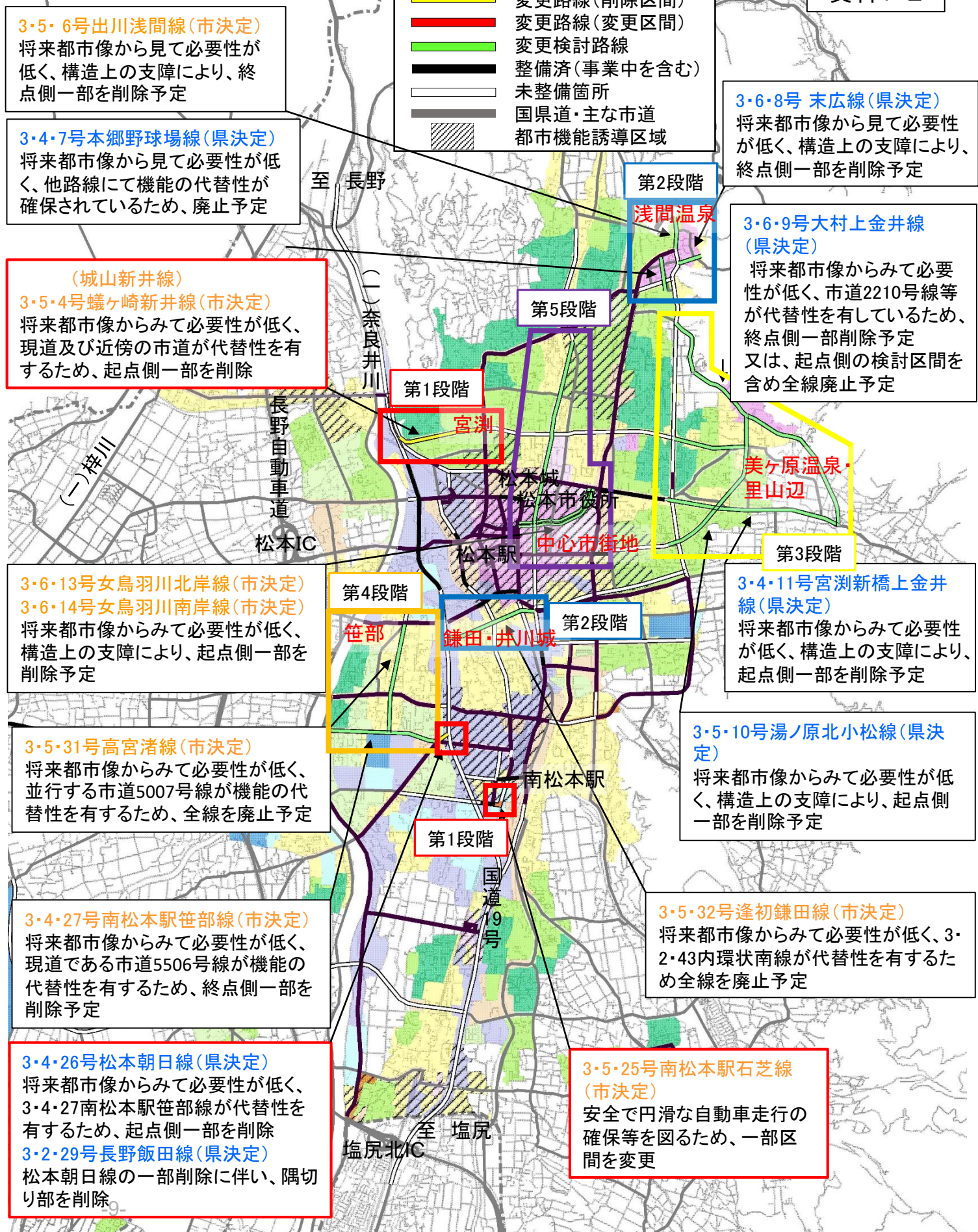


松本都市計画道路の見直し計画の概要

資料1-2

凡例

- 変更路線(削除区間)
- 変更路線(変更区間)
- 変更検討路線
- 整備済(事業中を含む)
- 未整備箇所
- 国道・主な市道
- 都市機能誘導区域



3・5・6号出川浅間線(市決定)
将来都市像から見て必要性が低く、構造上の支障により、終点側一部を削除予定

3・4・7号本郷野球場線(県決定)
将来都市像から見て必要性が低く、他路線にて機能の代替性が確保されているため、廃止予定

(城山新井線)
3・5・4号蟻ヶ崎新井線(市決定)
将来都市像からみて必要性が低く、現道及び近傍の市道が代替性を有するため、起点側一部を削除

3・6・8号末広線(県決定)
将来都市像から見て必要性が低く、構造上の支障により、終点側一部を削除予定

3・6・9号大村上金井線(県決定)
将来都市像からみて必要性が低く、市道2210号線等が代替性を有しているため、終点側一部削除予定
又は、起点側の検討区間を含め全線廃止予定

3・4・11号宮渕新橋上金井線(県決定)
将来都市像からみて必要性が低く、構造上の支障により、起点側一部を削除予定

3・5・10号湯ノ原北小松線(県決定)
将来都市像からみて必要性が低く、構造上の支障により、起点側一部を削除予定

3・5・32号逢初鎌田線(市決定)
将来都市像からみて必要性が低く、3・2・43内環状南線が代替性を有するため全線を廃止予定

3・6・13号女鳥羽川北岸線(市決定)
3・6・14号女鳥羽川南岸線(市決定)
将来都市像からみて必要性が低く、構造上の支障により、起点側一部を削除予定

3・5・31号高宮渚線(市決定)
将来都市像からみて必要性が低く、並行する市道5007号線が機能の代替性を有するため、全線を廃止予定

3・4・27号南松本駅笹部線(市決定)
将来都市像からみて必要性が低く、現道である市道5506号線が機能の代替性を有するため、終点側一部を削除予定

3・4・26号松本朝日線(県決定)
将来都市像からみて必要性が低く、3・4・27南松本駅笹部線が代替性を有するため、起点側一部を削除
3・2・29号長野飯田線(県決定)
松本朝日線の一部削除に伴い、隅切り部を削除

変更路線
(長野県決定)
○3・4・26号松本朝日線【一部削除】
○3・2・29号長野飯田線【交差路線の変更に伴う隅切り部の削除】
(松本市決定)
(城山新井線)
○3・5・4号蟻ヶ崎新井線【一部削除】 ○3・5・25号南松本駅石芝線【変更】

変更検討路線
(長野県決定)
○3・4・7号本郷野球場線【全線廃止】
○3・6・8号末広線【一部削除】
○3・6・9号大村上金井線【一部削除】 ○3・5・10号湯ノ原北小松線【一部削除】
○3・4・11号宮渕新橋上金井線【一部削除】
(松本市決定)
○3・5・6号出川浅間線【一部削除】 ○3・6・13号女鳥羽川北岸線【一部削除】
○3・6・14号女鳥羽川南岸線【一部削除】 ○3・4・27号南松本駅笹部線【一部削除】
○3・5・31号高宮渚線【全線廃止】 ○3・5・32号逢初鎌田線【全線廃止】

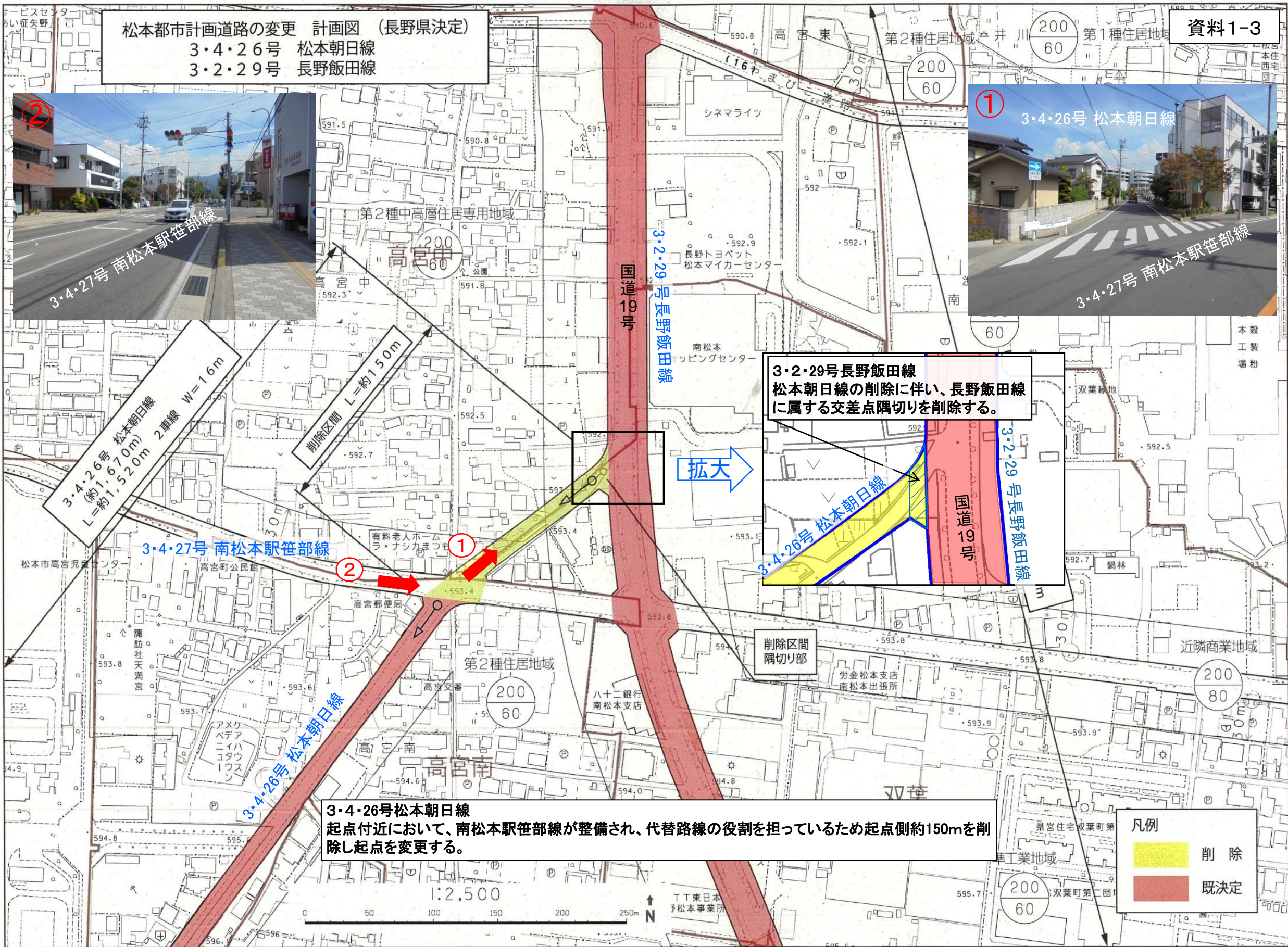
決定及び廃止の理由
松本市の都市計画道路は、昭和7年に当初の都市計画道路が決定され、昭和36年に全面改正を行い、34路線が決定された。以降、新たな都市計画道路の決定や変更が行われ、現在59路線が計画決定されている。
松本市の都市計画道路の総延長は合計116.7km、その内、整備済延長が51.7kmであり、整備済延長率は、約44%にとどまっている。(平成30年度末時点)
都市計画道路の多くが高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定し計画されてきたが、昨今においては、少子・高齢化に伴う人口減少や厳しい財政状況等、都市計画決定当時と比べ社会情勢が大きく変化してきている。
また、都市計画道路の区域内は、将来における事業の円滑な施行を確保するために都市計画法第53条により建築制限を課していることから、長期未着手の都市計画道路については、住民の権利を過度に制限することにつながる懸念がある。
この様な状況を踏まえ、上位計画や関連計画との整合を図ったうえで、都市計画道路全体について必要性を検証し、関係機関等との協議のうえ、変更方針が決定した路線から都市計画道路の変更を行うものである。

見直し手法
1 見直し対象区間の設定、区間別評価(廃止・変更・存続の各候補素案の設定)
(1) 必要性の評価(交通機能、空間機能、市街地形成機能)
(2) 実現性の評価(代替路、構造上の支障、事業実施上の支障)
2 都市の将来像に即した将来道路網案の作成
(1) 区間別評価をもとに、総合計画等の方針(将来都市像)に即した道路網案を作成
(2) 立地適正化計画上の拠点を考慮(コンパクトシティ・プラス・ネットワークに対応した道路網)
(3) 廃止候補とした区間は原則廃止とし、ネットワークとしての妥当性を考慮
(4) 道路網案の評価・検証(交通量推計、土地利用面からの検証(居住誘導区域を考慮))
3 関係機関等との協議・調整が整い、変更が確定した路線から順次都市計画変更

見直し経過
1 見直し対象区間の設定、区間別評価
・平成23年 1月 パブリックコメント ・平成23年 2月 都市計画審議会
・平成23年 3月 区間別評価の公表
2 総合計画等における将来都市像の明確化、将来道路網案の検討作成、都市計画変更
・平成23年 3月 総合計画(基本構想2020、第9次基本計画)
・平成23年 5月 歴史的風致維持向上計画
・平成23年 5月 次世代交通政策基本方針
・平成24年 8月 新しい交通体系によるまちづくりビジョン
・平成28年 4月 松本市次世代交通政策実行計画
・平成29年 3月 立地適正化計画(都市機能誘導区域の設定、将来道路網の考え方の位置付け)
・平成30年 5月 都市計画策定庁内連絡会議
・平成30年10月 地元説明会(H30年度変更の城山新井線、松本朝日線の両町会)
・平成30年11月 都市計画審議会(将来道路網の方針、H30年度変更について報告)

松本都市計画道路の変更 計画図 (長野県決定)

3・4・26号 松本朝日線
3・2・29号 長野飯田線



3・2・29号長野飯田線
松本朝日線の削除に伴い、長野飯田線
に属する交差点隅切りを削除する。

3・4・26号松本朝日線
起点付近において、南松本駅笹部線が整備され、代替路線の役割を担っているため起点側約150mを削除し起点を変更する。

凡例	
	削除
	既決定